

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ
自立支援医療（精神通院）の有効期間を
1年延長します

～各区保健所健康課での更新手続きは必要ありません～

対象者：令和2年3月1日から令和3年2月28日まで
の間に受給者証の有効期間が満了する方
延長期間：1年間

例) 現在お持ちの受給者証の有効期間の満了日
令和2年9月30日
↓
延長後の有効期間の満了日 令和3年9月30日

延長に伴う、有効期間の書き換えは不要です。
現在お使いの受給者証をそのままご利用いただけます。

※受給者証の記載内容に変更が生じた場合（医療機関や保険証の変更等）については、従来どおり申請が必要です。

<延長終了後に更新手続きをする際の診断書の提出について>
診断書が必要であった方、不要であった方ともに本来の診断書の提出から1年遅らせます。

(例) 令和2年9月30日に期限が満了する方について、同年10月1日以降の再認定の申請を予定していた場合

- ・本来診断書の提出が必要であった方
→令和3年10月1日～の申請時（次回）に提出
- ・本来診断書の提出が不要であった方
→令和4年10月1日～の申請時（次々回）に提出
（次回の申請時の提出は不要）

精神障害者保健福祉手帳については更新手続きが必要です